

③地震災と大雨災の一体的な取組

- 能登半島地震の発災直後から、災害復旧事業をより迅速に実施できるようにするため、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)」を適用。適宜現状を踏まえ見直しを実施。
- 能登半島地震からの復旧の最中に9月20日からの大雨による災害が発生したことから、自治体が混乱なく効率的に災害査定を実施するため、二つの災害に対して統一した災害査定効率化(簡素化)を適用

災害査定効率化

	通常	1/26 (地震災)	8/23 (地震災)	10/11 (地震災 大雨災共通)
机上査定上限額の引上げ <small>現地査定を減らすことにより、査定に要する時間・人員の減</small>	1,000万円	8,000万円 (石川県) 8倍	1億2,000万円 (石川県) 12倍 <small>※道路の路面に係る災害については、上記引上げ額を超える場合でも、机上査定にできる。</small>	1億4,000万円 (石川県) 14倍 <small>※道路の路面に係る災害については、上記引上げ額を超える場合でも、机上査定にできる。</small>
現地で決定できる金額の引上げ <small>現地で金額決定できる対象が増えることによる復旧の迅速化</small>	4億円	11億円 (石川県) 約3倍	25億円 (石川県) 約6倍	25億円 (石川県) 約6倍
図面等の効率化 <small>災害査定申請資料の作成に要する時間の減</small>	必要な書類 詳細な平面図 変化点毎の縦断面図・横断面図 査定設計書 (詳細数量・積算資料) 詳細な写真	平面図 (既存地図データ等活用) 標準断面図 (代表断面のみ) 査定設計書 (概算数量・詳細な積算資料不用) 写真 (起終点・被災事実のみ)	査定一箇所のイメージ 地震災害 大雨災害	※地震災と大雨災を一体的に実施) ○道路の場合

水道は地震・大雨共通として、机上査定上限額の引上げ額は12億円、現地で決定できる金額の引上げ額は12億円を適用